

後発医薬品の使用推進について

(ジェネリック医薬品)

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院では、後発医薬品の使用を積極的に取り組んでおり後発医薬品の割合は、75%以上となっております。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、十分協議したうえで有効かつ安全な製品を採用しております。

また、医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを図るなど、患者様に不利益がないように対応致します。なお、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性がある場合は、対象の患者様に十分な説明をさせていただきます。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願い致します。